

総社市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第24号

総社市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市行政財産使用料徴収条例（平成17年総社市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本市の行政財産の使用を許可したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、<u>別に定めがあるもののほか</u>、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p><u>(使用料の額等の特例)</u></p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における使用料</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本市の行政財産の使用を許可したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第4条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、第2条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 国、地方公共団体又は公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</u></p> <p><u>(2) 学術調査、研究その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短時間使用させるとき。ただし、営利を目的とするときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) 地震、火災及び水害等により、使用目的に供し難いと認めるとき。</u></p> <p><u>(4) その他市長が特に必要と認めるとき。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の額は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 電気通信事業者が電気通信のための線路設置のために使用する場合</u>  <u>電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額</u></p> <p><u>(2) 電気事業者が電気供給のための線路設置のために使用する場合</u>  <u>電気通信事業法施行令に準じて電気事業者が定める額であって、市長が適当と認める額</u></p> <p><u>2 前項の使用料の額については、使用期間が1年に満たないときは、月割計算により算定するものとする。この場合において、使用期間が1月に満たないときは、1月として算定するものとし、1件の使用料が10円に満たないときは、10円とする。</u></p> <p><u>3 前項に規定する使用料について、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(加算金)</u></p> <p><u>第5条 電気料金等の光熱水費については、使用者が負担すべき必要経費とし、第2条及び前条に規定する使用料に加算して徴収する。</u></p> <p><u>(使用料の納付)</u></p> <p><u>第6条 使用を許可された者は、許可を受けた行政財産の使用を開始するに当たり、使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、当該行政財産の使用の開始後において、市長が指定する日までに使用料を納付するものとする。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、第2条及び第4条に規定する使用料並びに第5条に規定する加算金（以下「使用料等」という。）の額を減額し、又はその徴収を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 国、地方公共団体又は公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</u></p> <p><u>(2) 学術調査、研究その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短時間使用させるとき。ただし、営利を目的とするときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>(使用料の納入)</u></p> <p><u>第5条 使用料は前納とし、既納の使用料は、還付しない。ただし、前条第3号の規定により使用料を減額し、若しくは免除したとき、又は使用者の責めに帰することができない事由により使用の許可を取り消したときは、この限りでない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>地震、火災及び水害等により、使用目的に供し難いと認めるとき。</u></p> <p>(4) <u>その他市長が特に必要と認めたとき。</u></p> <p><u>(使用料等の還付)</u></p> <p><u>第8条 既納の使用料等は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 前条第3号の規定により使用料を減額し、若しくはその徴収を免除したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者の責めに帰することができない事由により、使用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長において必要と認められる事由があるとき。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条 略</u></p>	<p>(その他)</p> <p><u>第6条 略</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに使用の許可を受けた者における改正後の総社市行政財産使用料徴収条例の規定は、令和4年4月1日以後の使用料について適用し、令和4年3月31日までの使用料については、なお従前の例による。